

# 民間給与関係資料

# 平成 26 年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 26 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 606 事業所

### (2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

### (3) 調査実人員

初任給関係 307 人（行政職に相当する調査実人員 235 人）、初任給関係以外の調査職種 5,499 人（行政職に相当する調査実人員 4,827 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、39,551 人であり、行政職に相当するものは 32,071 人である。）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 128 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 15 表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

## 5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 15 表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 120	事業所 17	事業所 16	事業所 13	事業所 54	事業所 20
鉱業，採石業， 砂利採取業、建設業	2	—	—	—	2	—
製造業	85	13	10	11	37	14
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業，郵便業	7	—	2	—	5	—
卸売業，小売業	4	1	1	—	2	—
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	2	1	1	—	—	—
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	20	2	2	2	8	6

注1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が8所あった。

2 調査対象事業所128所に占める調査完了事業所120所の割合（調査完了率）は、93.8%。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

## 第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

### その1 事務・技術関係職種

#### 1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)		
支店長	7	53.0	731,022	0	731,022	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	5	54.6	887,155	0	887,155		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	50.2	458,760	0	458,760		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	11	51.9	637,972	0	637,972	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	9	52.9	679,989	0	679,989		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	48.5	494,139	0	494,139		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	93	52.6	626,757	6,685	620,072	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	77	53.1	645,607	6,687	638,920		
短大卒	3	52.8	479,094	0	479,094		
高校卒	13	50.3	556,629	7,968	548,661		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	111	51.6	682,035	72	681,963	同上	同上
大学卒	84	51.7	716,878	73	716,805		
短大卒	9	52.0	575,355	0	575,355		
高校卒	18	51.0	570,350	110	570,240		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	22	50.6	552,875	912	551,963	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	同上
大学卒	14	50.0	586,367	1,294	585,073		
短大卒	6	51.2	471,009	0	471,009		
高校卒	2	54.0	478,000	0	478,000		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	25	47.9	491,427	781	490,646	同上	同上
大学卒	23	48.1	493,636	514	493,122		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	45.5	467,521	3,674	463,847		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	234	49.3	526,578	4,736	521,842	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	163	48.6	541,200	6,838	534,362		
短大卒	12	51.7	507,684	1,678	506,006		
高校卒	58	50.9	493,964	29	493,935		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	303	47.4	534,697	3,802	530,895	同上	同上
大学卒	210	47.1	551,445	4,291	547,154		
短大卒	28	46.7	554,538	378	554,160		
高校卒	65	48.5	476,979	3,742	473,237		
中学卒	—	—	—	—	—		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
56	45.7	413,725	30,122	383,603			
大学卒	27	44.9	431,360	30,267	401,093		
短大卒	7	45.5	368,418	28,842	339,576		
高校卒	22	46.7	406,554	30,383	376,171		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	51	45.7	438,155	29,835	408,320	同 上	同 上
大学卒	26	45.0	461,476	8,322	453,154		
短大卒	4	48.9	465,407	184	465,223		
高校卒	21	45.8	412,117	54,548	357,569		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	432	45.0	478,236	77,614	400,622	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	235	42.9	491,867	85,896	405,971		
短大卒	39	43.0	442,515	72,366	370,149		
高校卒	158	49.5	461,239	62,721	398,518		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	371	42.1	463,059	54,569	408,490	同 上	同 上
大学卒	248	41.1	466,903	55,654	411,249		
短大卒	29	43.2	422,487	40,375	382,112		
高校卒	94	46.3	461,672	55,237	406,435		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	164	42.1	375,044	55,726	319,318	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	90	40.7	400,204	61,348	338,856		
短大卒	21	41.4	312,096	49,441	262,655		
高校卒	53	44.7	357,627	48,622	309,005		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	381	42.2	497,172	103,850	393,322	同 上	同 上
大学卒	296	41.4	501,532	106,682	394,850		
短大卒	22	44.5	474,042	79,423	394,619		
高校卒	63	47.0	475,533	92,948	382,585		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,332	37.9	310,985	36,450	274,535	同 上	同 上
大学卒	574	33.7	319,589	43,292	276,297		
短大卒	195	39.4	313,270	36,205	277,065		
高校卒	556	41.2	302,559	30,337	272,222		
中学卒	7	52.1	289,994	24,829	265,165		
技術係員	1,234	34.4	340,587	52,632	287,955	同 上	同 上
大学卒	787	32.4	348,047	58,944	289,103		
短大卒	117	36.6	319,208	41,740	277,468		
高校卒	325	39.0	327,521	38,766	288,755		
中学卒	5	47.3	356,100	60,649	295,451		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	6	52.8	780,916	0	780,916		
短大卒	5	54.6	887,155	0	887,155		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	9	52.7	673,090	0	673,090	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	7	54.3	741,187	0	741,187		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	48.5	494,139	0	494,139		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	62	53.1	706,293	4,618	701,675	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	54	53.4	717,489	5,317	712,172		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	7	52.2	656,642	0	656,642		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	69	52.4	730,691	88	730,603	同 上	同 上
大学卒	57	52.4	756,873	104	756,769		
短大卒	4	50.6	583,343	0	583,343		
高校卒	8	54.0	597,387	0	597,387		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	10	50.5	620,298	0	620,298	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	9	50.2	620,665	0	620,665		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	10	48.4	557,544	1,167	556,377	同 上	同 上
大学卒	10	48.4	557,544	1,167	556,377		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	175	49.8	556,999	4,426	552,573	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 7級、8 級
大学卒	131	49.3	566,361	6,023	560,338		
短大卒	9	50.5	559,209	1,510	557,699		
高校卒	34	51.2	528,450	0	528,450		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	200	48.3	569,845	3,202	566,643	同 上	同 上
大学卒	152	48.1	573,335	3,709	569,626		
短大卒	19	47.2	589,112	149	588,963		
高校卒	29	50.1	541,603	2,647	538,956		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き っ ぽ っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	23	49.8	463,226	18,009	445,217		
短大卒	14	49.0	477,072	21,653	455,419		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	8	50.0	438,934	6,420	432,514		
技術課長代理						同 上	同 上
大学卒	30	46.3	460,904	6,527	454,377		
短大卒	20	45.4	478,347	4,681	473,666		
高校卒	3	48.5	480,473	296	480,177		
中学卒	7	47.9	404,861	14,106	390,755		
事務係長						係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	322	45.4	499,086	82,644	416,442		
短大卒	193	43.2	505,862	89,885	415,977		
高校卒	22	43.0	479,652	82,284	397,368		
中学卒	107	51.1	488,592	66,211	422,381		
技術係長						同 上	同 上
大学卒	271	42.2	479,446	55,917	423,529		
短大卒	191	41.2	478,630	57,519	421,111		
高校卒	18	44.2	461,066	40,249	420,817		
中学卒	62	47.2	490,885	53,244	437,641		
事務主任						係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	57	45.5	484,290	76,436	407,854		
短大卒	37	44.8	501,301	80,495	420,806		
高校卒	5	45.7	428,954	88,624	340,330		
中学卒	15	47.1	464,703	63,592	401,111		
技術主任						同 上	同 上
大学卒	303	42.3	506,551	107,156	399,395		
短大卒	247	41.4	507,345	109,047	398,298		
高校卒	12	47.8	533,088	89,752	443,336		
中学卒	44	47.6	493,026	97,735	395,291		
事務係員						行政職 1級	
大学卒	721	38.5	330,308	36,725	293,583		
短大卒	321	33.4	331,700	43,206	288,494		
高校卒	95	41.0	344,640	35,498	309,142		
中学卒	302	42.4	325,117	31,285	293,832		
技術係員						同 上	
大学卒	3	57.8	336,737	24,223	312,514		
短大卒	780	34.8	350,169	50,432	299,737		
高校卒	484	32.6	358,459	57,821	300,638		
中学卒	90	36.0	319,106	40,538	278,568		
	205	40.8	340,988	33,405	307,583		
	X	X	X	X	X		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	2	48.2	477,784	0	477,784	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	2	48.2	477,784	0	477,784		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	27	52.9	496,050	12,228	483,822	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	20	53.8	503,741	11,463	492,278		
短大卒	2	56.5	481,513	0	481,513		
高校卒	5	48.8	475,547	18,046	457,501		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	41	50.4	604,058	48	604,010	同 上	同 上
大学卒	27	50.2	624,376	0	624,376		
短大卒	4	55.6	607,843	0	607,843		
高校卒	10	48.7	549,691	194	549,497		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	12	50.7	466,338	2,083	464,255	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	同 上
大学卒	5	49.3	488,104	5,000	483,104		
短大卒	5	50.7	439,908	0	439,908		
高校卒	2	54.0	478,000	0	478,000		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	15	47.5	446,728	521	446,207	同 上	同 上
大学卒	13	47.8	443,293	0	443,293		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	45.5	467,521	3,674	463,847		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	51	48.8	434,320	6,838	427,482	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	28	47.0	440,631	12,064	428,567		
短大卒	2	52.0	351,451	3,631	347,820		
高校卒	21	51.0	433,361	94	433,267		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	89	45.9	472,542	5,811	466,731	同 上	同 上
大学卒	49	44.9	507,049	7,214	499,835		
短大卒	7	46.9	498,397	0	498,397		
高校卒	33	47.0	424,041	5,140	418,901		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	28	43.7	394,247	44,363	349,884		
短大卒	10	42.2	408,327	50,633	357,694		
高校卒	5	39.8	347,825	34,617	313,208		
中学卒	13	46.2	399,686	42,933	356,753		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同上	同上
大学卒	21	45.1	417,274	51,229	366,045		
短大卒	6	44.0	420,215	17,226	402,989		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	14	45.2	414,412	67,337	347,075		
事務係長	—	—	—	—	—	係長の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	97	42.6	363,618	49,977	313,641		
短大卒	36	41.0	362,450	47,850	314,600		
高校卒	14	41.5	341,271	52,959	288,312		
中学卒	47	44.2	371,558	50,859	320,699		
技術係長	—	—	—	—	—	同上	同上
大学卒	83	41.0	375,751	52,099	323,652		
短大卒	52	40.1	375,204	42,659	332,545		
高校卒	6	38.8	301,652	34,656	266,996		
中学卒	25	43.7	398,002	77,342	320,660		
事務主任	—	—	—	—	—	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	86	40.7	315,266	42,443	272,823		
短大卒	42	38.8	328,469	45,567	282,902		
高校卒	16	39.9	272,689	36,227	236,462		
中学卒	28	44.5	320,901	41,269	279,632		
技術主任	—	—	—	—	—	同上	同上
大学卒	71	40.9	407,001	72,255	334,746		
短大卒	46	41.1	421,710	72,176	349,534		
高校卒	9	36.2	342,063	62,331	279,732		
中学卒	16	43.1	405,341	79,016	326,325		
事務係員	—	—	—	—	—		行政職 1級
大学卒	488	36.3	281,635	38,914	242,721		
短大卒	218	34.6	301,150	45,571	255,579		
高校卒	83	36.9	275,726	40,520	235,206		
中学卒	185	37.8	262,515	30,489	232,026		
技術係員	—	—	—	—	—		同上
大学卒	410	32.8	319,437	60,961	258,476		
短大卒	281	31.7	323,637	63,712	259,925		
高校卒	24	40.4	326,288	50,164	276,124		
中学卒	103	34.3	302,661	53,722	248,939		
	2	50.0	537,936	165,646	372,290		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	4	45.8	442,360	0	442,360	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	3	45.2	443,400	0	443,400		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	—	—	—	—	—	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	8	44.3	415,928	0	415,928	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級
大学卒	4	39.3	413,378	0	413,378		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	45.8	439,867	0	439,867		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	14	43.2	397,735	873	396,862	同 上	同 上
大学卒	9	41.6	399,845	556	399,289		
短大卒	2	41.5	406,885	3,611	403,274		
高校卒	3	49.2	385,307	0	385,307		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き っ ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
5	41.5	343,248	0	343,248			
大学卒	3	37.8	333,667	0	333,667		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	13	44.2	380,398	53,902	326,496	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	6	41.3	418,435	71,482	346,953		
短大卒	3	50.2	382,165	25,165	357,000		
高校卒	4	44.0	322,017	49,085	272,932		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	17	44.4	340,939	24,747	316,192	同 上	同 上
大学卒	5	47.3	339,198	21,110	318,088		
短大卒	5	42.5	345,144	47,855	297,289		
高校卒	7	43.8	339,178	10,841	328,337		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	21	37.7	303,424	49,456	253,968	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	11	34.4	332,069	56,329	275,740		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	10	41.3	271,914	41,896	230,018		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	7	41.6	346,007	49,042	296,965	同 上	同 上
大学卒	3	35.8	383,054	82,602	300,452		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	48.2	328,462	31,829	296,633		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	123	38.6	257,967	25,324	232,643	行政職 1級	
大学卒	35	32.8	276,607	31,802	244,805		
短大卒	17	38.7	254,756	21,605	233,151		
高校卒	69	41.4	249,828	23,592	226,236		
中学卒	2	41.0	236,668	2,118	234,550		
技術係員	44	35.9	260,948	36,186	224,762	同 上	
大学卒	22	32.9	267,099	37,845	229,254		
短大卒	3	40.5	271,564	36,977	234,587		
高校卒	17	36.6	248,770	37,786	210,984		
中学卒	2	56.0	280,879	3,154	277,725		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	構 成 員 50 人 以 上 の 所 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
研 究 部 (課) 長	53	47.4	527,840	2,295	525,545	2 室 (係) 以 上 ま た は 構 成 員 7 人 以 上 の 部 (課) の 長
研 究 室 (係) 長	21	43.8	428,858	13,997	414,861	構 成 員 3 人 以 上 の 室 (係) の 長
主 任 研 究 員	22	34.6	353,554	9,779	343,775	下 記 研 究 員 より 上 位 の 者 (研 究 所 長 の 職 名 を 有 する 者、上 記 研 究 部 (課) 長 お よ び 研 究 室 (係) 長 を 除 く。)
研 究 員	129	34.5	330,847	17,961	312,886	
研 究 補 助 員	42	40.7	252,845	6,133	246,712	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	部 下 に 医 師 ま た は 歯 科 医 師 5 人 以 上
副 院 長	3	54.2	1,397,697	133,018	1,264,679	上 記 病 院 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者
医 科 長	2	57.5	1,410,877	107,207	1,303,670	部 下 に 医 師 ま た は 歯 科 医 師 1 人 以 上
医 師	27	42.1	1,304,828	235,776	1,069,052	
歯 科 医 師	2	34.5	910,024	94,858	815,166	
薬 局 長	3	51.2	529,362	23,885	505,477	部 下 に 薬 剤 師 2 人 以 上
薬 剤 師	16	40.2	454,276	28,397	425,879	
診 療 放 射 線 技 師	24	43.0	446,097	25,138	420,959	
臨 床 検 査 技 師	24	40.2	401,472	32,636	368,836	
栄 養 士	8	38.3	285,170	6,199	278,971	
理 学 療 法 士	30	34.2	328,470	4,420	324,050	
作 業 療 法 士	16	38.8	328,776	11,023	317,753	
総 看 護 師 長	2	49.0	510,212	0	510,212	部 下 に 看 護 師 長 5 人 以 上
看 護 師 長	29	48.5	433,243	30,848	402,395	部 下 に 看 護 師 ま た は 准 看 護 師 5 人 以 上
看 護 師	101	34.1	336,592	50,994	285,598	
准 看 護 師	22	45.1	304,121	28,095	276,026	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大学教授	14人	56.9歳	764,865円	0円	764,865円	
大学准教授	11	46.2	614,413	0	614,413	
大学講師	6	38.0	511,575	0	511,575	
大学助教	4	30.5	380,675	0	380,675	
高等学校教頭	7	54.4	756,717	1,753	754,964	
高等学校教諭	44	42.9	575,429	7,416	568,013	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
自家用乗用自動車運転手	2人	48.8歳	362,082円	66,195円	295,887円	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	5	54.4	252,835	14,401	238,434	
用務員	X	X	X	X	X	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	2人	67.5歳	840,300円	0円	840,300円	その1の1規模計の備考欄参照
事務・技術部長	14	61.9	482,654	0	482,654	
事務・技術部次長	2	61.0	309,806	0	309,806	
事務・技術課長	7	62.7	348,826	0	348,826	
事務・技術課長代理	2	61.5	350,923	0	350,923	
事務・技術係長	—	—	—	—	—	
事務・技術主任	—	—	—	—	—	
事務・技術係員	111	62.3	242,394	11,486	230,908	

## 第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成26年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	190,680	193,423	186,786	※ 193,000
	短大卒	172,161	172,500	※ 171,478	-
	高校卒	156,467	※ 162,719	153,409	※ 154,000
新卒事務員	大学卒	189,924	190,344	185,418	※ 198,333
	短大卒	※ 166,426	※ 168,600	※ 162,500	-
	高校卒	159,791	X	※ 159,022	X
新卒技術者	大学卒	191,707	※ 199,219	188,059	※ 185,000
	短大卒	175,207	※ 174,456	※ 176,812	-
	高校卒	154,446	※ 161,404	※ 148,890	X
新卒高等学校教諭	大学卒	X	-	-	X
新卒薬剤師	大学卒	X	X	-	-
準新卒看護師	養成所卒	※ 196,175	※ 187,433	X	-

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成25年度中に資格免許を取得し、平成26年4月までの間に採用された場合をいう。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

## 第18表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する			配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない			
83.1%	(97.3%)	[6.9%]	[93.1%]	(2.7%)	16.9%

注1 ( )内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,392円
配偶者と子1人	18,525円 (5,133円)
配偶者と子2人	23,389円 (4,864円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

2 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

## 第19表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

### その1 交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
99.7%	(7.9%)	(84.6%)	—	(7.5%)	0.3%

注 支給形態の（ ）内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 距離段階別定額制における支給月額

距離（片道）	5 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	3,952 円	7,356 円	14,078 円	20,251 円	26,090 円	30,686 円	34,723 円

## 第20表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	362,434	277,930
	上半期 (A2)	366,320	286,734
特別給の支給額	下半期 (B1)	693,964	533,298
	上半期 (B2)	808,610	555,906
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	1.91	1.92
	上半期 (B2/A2)	2.21	1.94
	年間計	4.12	3.86
	年間の平均	4.12	

注1 下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

## 第21表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	28.1	(16.7)	(83.3)	—	71.9
	500人以上	32.4	(22.4)	(77.6)	—	67.6
	100人以上500人未満	26.8	(15.0)	(85.0)	—	73.2
	100人未満	20.6	—	(100.0)	—	79.4
高校卒	規模計	15.1	(15.1)	(84.9)	—	84.9
	500人以上	13.7	(19.7)	(80.3)	—	86.3
	100人以上500人未満	19.8	(13.6)	(86.4)	—	80.2
	100人未満	5.2	—	(100.0)	—	94.8

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

**第 22 表 民間における給与改定の状況**

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	32.5	11.0	—	56.5
課 長 級	27.1	11.6	—	61.3

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

**第 23 表 民間における定期昇給の実施状況**

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係 員	86.3	85.3	36.1	5.3	43.9	1.0	13.7
課 長 級	83.0	81.9	29.2	5.4	47.3	1.1	17.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 24 表 民間における定期昇給制度の状況**

項目 役職段階	企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係 員	規模計	89.4	53.0	82.6	52.7	10.6
	500人以上	80.3	47.7	89.2	58.2	19.7
	100人以上500人未満	95.4	59.5	78.1	49.9	4.6
	100人未満	94.8	45.7	81.5	48.9	5.2
課 長 級	規模計	87.0	36.3	83.0	52.5	13.0
	500人以上	74.4	26.7	87.8	57.6	25.6
	100人以上500人未満	95.4	41.9	79.0	48.4	4.6
	100人未満	94.3	39.1	85.3	54.8	5.7

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

**第 25 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況**

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	49.3	50.7	41.4	58.6	40.1	59.9
500人以上	45.5	54.5	35.0	65.0	31.2	68.8
100人以上500人未満	51.5	48.5	45.8	54.2	43.9	56.1
100人未満	52.9	47.1	46.5	53.5	58.5	41.5

**第 26 表 民間における異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況**

給与の支給額が異なる	給与種目（複数回答）				給与の支給額が同じ
	基本給	地域（都市）手当	住宅手当	その他	
42.4%	5.1%	24.4%	19.0%	0.9%	57.6%

注 他の事業所が滋賀県以外の都道府県に所在する事業所を 100 とした割合である。

**第 27 表 民間における単身赴任手当の支給状況**

支給の有無	事業所割合
支給する	88.0%
支給しない	12.0%
単身赴任手当の支給方法が一律定額の事業所における平均支給月額	39,905 円

注 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を 100 とした割合である。

**第 28 表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況**

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
88.7%	(6.3%)	(56.9%)	(21.9%)	(13.3%)	(1.6%)	14.4回	11.3%

注 1 単身赴任手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 年間支給回数は、単身赴任手当および賃金以外の措置として帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を 100 とした割合である。

**第 29 表 民間における公的年金が支給されない再雇用者の単身赴任手当の取扱い**

（平成 25 年職種別民間給与実態調査）

転居を伴う異動がある	単身赴任手当			未定	転居を伴う異動がない
	支給する	支給しない			
28.3%	(86.7%)	(13.3%)	—	71.7%	

注 1 定年年齢が 60 歳であり、かつ、平成 25 年 4 月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 （ ）内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を 100 とした割合である。